

## 令和 2 年度 御殿場市太陽光発電システム等 新・省エネルギー機器設置事業補助金に関するご案内

御殿場市では、環境への負荷が少ないエネルギーの利用に係る市民の取組を推進し、地球温暖化の防止及び環境の保全を図るため、自己の居住する住宅に補助対象機器を設置した者に対し、予算の範囲内で補助金の交付を行っています。

### 【令和 2 年度 補助対象者】

過去に補助金対象機器の種別で、補助金の交付を受けていない者に限ります。

補助対象機器の種別	補助対象者
1 太陽光発電システム + 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	自ら居住する住宅で、電力を使用するために市内の当該住宅の屋根等に太陽光発電システムと、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の両方を年度内に設置し、又は同システムが設置された市内の新築の住宅を購入した者で、当該住宅に居住し、かつ、市町村税の滞納が無い者。
2 燃料電池給湯器 (エネファーム)	市内の住宅に、燃料電池給湯器を設置し、又は同給湯器が設置された市内の新築の住宅を購入した者で、当該住宅に居住し、かつ、市町村税の滞納が無い者。
3 リチウムイオン蓄電池システム	市内の住宅に、リチウムイオン蓄電池システムを設置し、又は同システムが設置された市内の新築の住宅を購入した者で、当該住宅に居住し、かつ、市町村税の滞納が無い者。

### 【補助対象機器設置期間】

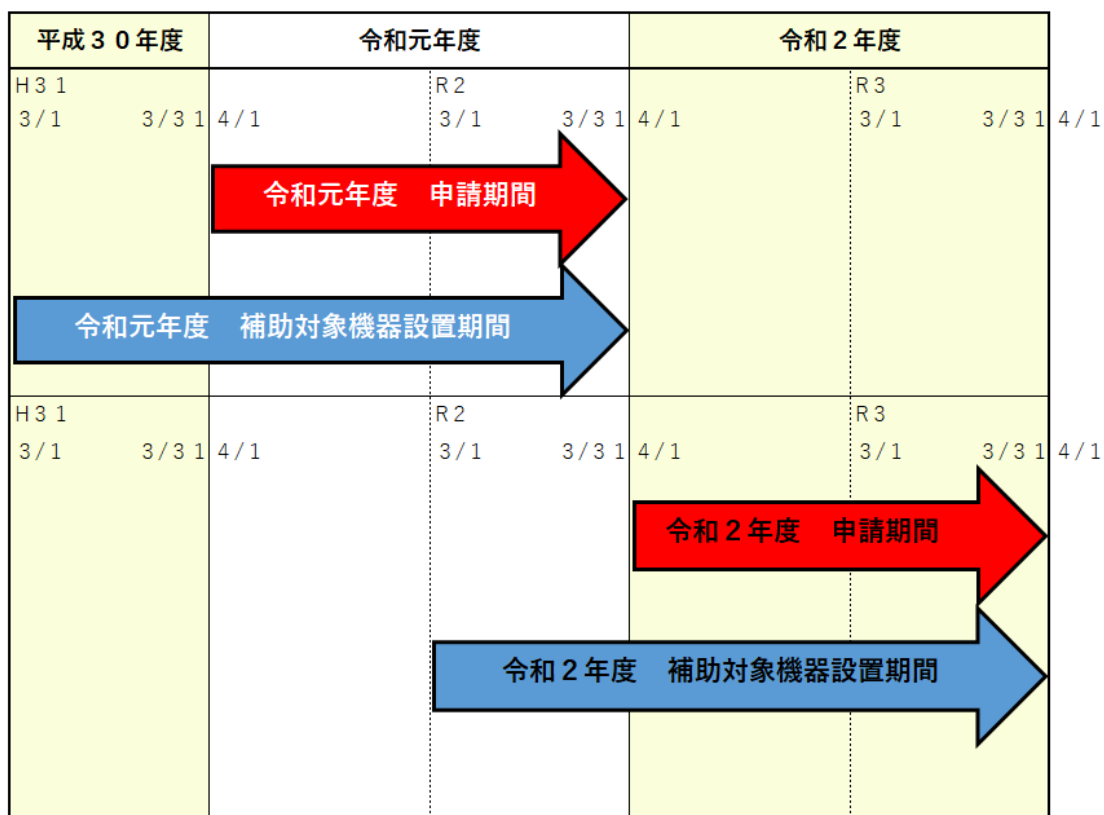
令和 2 年 3 月 1 日(日)から令和 3 年 3 月 3 1 日(水)までに工事完了(保証開始)した機器が、令和 2 年度の補助対象機器となります。

### 【申請期間】

申請は工事完了日(保証開始日)後の、事後申請になります。  
令和 2 年 4 月 1 日(水)から令和 3 年 3 月 3 1 日(水)までに申請してください。

**予算の範囲内での補助金交付となるため、お早めに申請をお願いします。**

## 申請期間 参考図



### 【補助対象機器・補助額】 全ての機器において、リースは対象外

補助対象機器	補助額 (一律)	補助対象機器の条件
1 太陽光発電システム + 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	5万円	住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するシステム内のモジュール最大出力が10kW未満の住宅用のもの。 <b>* 増設は対象外</b> ECHONET - Liteの規格を標準インターフェイスとして搭載し、電気使用量の計測、データの蓄積、可視化及び個々の家電機器を制御する機能を有したシステム。
2 燃料電池給湯器 (エネファーム)	5万円	住宅用に設置し、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成され、水素と酸素の化学反応による発電時の熱を利用した給湯器で、低位発熱量基準の総合効率が80%以上のもの。

3 リチウムイオン蓄電池システム	5 万円	住宅用に設置し、リチウムイオン蓄電池に加え、電力変換装置を備えたシステムで定置式のもの。 * 電力変換装置内蔵型の場合 内蔵していることを示す書類を添付
------------------	------	--

### 【申請時の必要書類】

- ( 1 ) 補助金交付申請書 ( 第 1 号様式 )
- ( 2 ) 代理人選任届  
業者の方が代理申請する場合、必要となります。( 本人申請の場合不要 )
- ( 3 ) 設置機器の保証書等の写し ( 保証申請書は原則不可 )
- ( 4 ) 設置機器及びその設置に係る領収書の写し  
( 領収の日付、発行する業者名と社印、申請者の氏名等明記 )
- ( 5 ) 設置機器に係る内訳の写し  
( 見積書等、工事費用の詳細が分かるもの。工事費一式表示は不可 )
- ( 6 ) 申請書を提出する月に発行された市町村民税の「滞納のない証明書」  
市役所税務課、各支所、駅前サービスセンターで「滞納のない証明書」を取得してください  
2020年(令和2年)1月1日に御殿場市に居住していなかった方は、  
申請書提出月に発行された前住所地で税金を完納していることが分かる書類  
( 完納証明書、納税証明書、滞納のない証明書など ) を添付してください。
- ( 7 ) 設置機器の仕様が確認できる資料 ( パンフレットのコピー等 )  
設置機器のメーカーや機種名、性能が確認できるもの
- ( 8 ) 機器設置の状況を示すカラー写真

1 太陽光発電システム + 家庭用エネルギー管理システム ( HEMS )
<p>①全てのモジュール設置面 パワーコンディショナー モジュールの設置面を含む家の全体写真 モジュールの設置面が写真で確認できない場合は、モジュール配置図を添付してください。</p> <p>計測ユニットの全景及び型式 モニター ( 家庭の使用電力の状況が分かる画面及び型式 )</p>

2 燃料電池給湯器
燃料電池ユニットの全景及び型式 貯湯ユニットの全景及び型式 燃料電池ユニット・貯湯ユニットを含む家の全体写真等 <b>ユニット全景の撮影をするのが困難な場合は、家の全景写真のみでも可  は同じ写真に収めていただいても構いません。</b>
3 リチウムイオン蓄電池システム
蓄電池ユニットの全景及び型式 電力変換装置（ <b>パワーコンディショナー</b> ）の全景及び型式 <b>電力変換装置（パワーコンディショナー）内蔵型の場合、内蔵していることを示す書類を添付し  てください。（施工業者作成の図面でも可）</b> 家の全体写真等

全ての機器において、型式 の写真は必要となります。

状況に応じて、その他市長が必要と認める書類が必要となる場合があります。

### 【補助金の請求】

市から補助金の交付決定を受けた方は、補助金交付決定通知書を受けた日から7日以内に、補助金交付請求書【様式第3号】を環境課に提出することになっておりますが、補助金交付申請書提出時に一緒に提出していただいても構いません。その際は日付や交付決定通知の日付、金額等は記入しないでください。また、印を鮮明に押印し、記入間違いのないよう注意してください。

### 【注意事項】

申請書類に不備がある場合や、申請期間を過ぎている場合については、受理することができません。

過去に補助金交付を受けた補助対象機器（燃料電池給湯器の場合は、CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器も含む）について、法定耐用年数の経過前に付け替える場合は補助対象外です。

業者の方が代理申請する場合は、「代理人選任届」の提出が必要です。

申請者本人が記入してください。

申請書、請求書、代理人選任届の申請者の印は同じ印を押印してください。

シャチハタは不可。

鉛筆や消せるペン（フリクション等）で記入されたもの、押印箇所にマーカー等で記入があるものは再提出をお願いすることがあります。

申請書、請求書の日付欄は記入しないでください。

(記入されていると再提出をお願いすることがあります。)

請求書の記載誤りについては、訂正印による訂正が原則認められません。

記載誤りの場合は、書き直していただくこととなります。

工事完了日(保証開始日)が同一年度の補助対象機器設置期間中であれば複数機器の同時申請は可能ですが、年度をまたぐ場合、それぞれの年度で申請していただくこととなります。

### 【書類提出場所】

御殿場市役所 本庁舎1階 環境課 へ直接お持ちください。

窓口での提出ができない場合は、事前にお問い合わせください。

### 問い合わせ

御殿場市役所 環境部 環境課 環境政策スタッフ

TEL : 0550-83-1603 ・ FAX : 0550-83-1685

E-mail : kankyo@city.gotemba.lg.jp

